

平成 24 年 12 月 5 日
農 林 水 産 省

**「諮問第 2 号答申 平成 20 年に実施される漁業センサスの計画について」
(平成 20 年 1 月 21 日 府統委第 33 号)における「今後の課題」及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 21 年 3 月 13 日閣議決定)における行政記録の活用への対応状況**

◆ **今後の課題について**

○ **漁船登録データの活用方策について**

漁業経営体調査票等で把握する漁船の仕様等については、漁業センサスの調査体制の変化に対応して把握内容を縮減してきたが、これについては、調査の簡素化・効率化を図る観点から、やむを得ないことと考える。しかしながら、漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 10 条第 2 項に基づき都道府県が保有している漁船登録データには、漁業種類又は用途、推進機関の種類及び馬力数、進水年月日等の情報が含まれている。このことから、漁船登録データを活用することにより、報告者の負担を増やすことなく、有用な情報を得ることが可能であると考え。したがって、今後、漁業センサスで活用可能な漁船登録データを精査し、その活用方策について引き続き検討する必要がある。

◆ **行政記録の活用について**

漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用、医療施設調査への医療機能情報提供制度の活用など、統計委員会の答申において検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録情報等の積極的な活用を検討する。

【対応状況】

漁船登録データの活用についての検討・検証については、一部の市町の協力を得て、2008 年漁業センサスで使用した調査客体名簿と漁船登録データとの照合作業を行ったところであり、その結果は以下のとおり。

対応状況	漁業センサス客体名簿と漁船登録データとの突合結果
○ 2008 年漁業センサスにおいて、漁船登録データの提供に協力が得られた 1 市町村において漁船に関する項目のプレプリントを実施。 (岡山県備前市)	①漁船登録データにおける市名、郡名又は字名標記の違い 例：市ヶ浦→市ケ浦、市が浦 ②漢字の違い 例：字坂本 123 番地→字阪本 123 番地 などにより、漁船登録データにおける世帯単位での名寄せ作業や漁業センサス客体名簿との突合作業が機械的に行えず、目視確認やデータの統一化などの補正作業により多大な労力が必要となった。 具体的には、提供を受けた登録動力漁船数 313 隻に対して、名寄・突合が可能で調査票へのプレプリントが可能であった動力漁船数は 138 隻（全体の約 4 割）となった。

	漁船登録システムのデータ更新作業や利用システムなど管理状況、個人情報保護条例にもとづくデータ提供の対応が都道府県により様々である。
○ 平成 23 年度に、漁船登録データの提供に協力を得られた 6 市町（3 県）において突合作業の検証を実施。 （石川県七尾市、志賀町） （島根県松江市、浜田市） （熊本県天草市、上天草市）	6 市町ともに 2008 年漁業センサスで実施した結果と同様であった。 〔①提供を受けた登録漁船数に対して、漁業センサス名簿とマッチした所有者又は使用者の漁船数割合 ②提供を受けた登録漁船の所有者又は所有者数に対して、漁業センサス名簿とマッチした所有者又は使用者数割合〕 （石川県七尾市） ①31.0% ②27.3% （石川県志賀町） ①28.1% ②27.8% （島根県松江市） ①44.7% ②39.9% （島根県浜田市） ①39.8% ②37.0% （熊本県天草市） ①40.3% ②37.3% （熊本県上天草市） ①38.3% ②36.3%
○ 新たに漁船登録を行った漁業者の把握を 2013 年漁業センサス試行調査において検証。 （兵庫県明石市、熊本県上天草市）	①氏名及び住所の突き合わせが機械的に困難であるため、かなりの時間と労力が必要になる ②漁船登録データには主に遊漁船業に使用している船や海上作業日数 30 日未満の漁業者の船も登録されており、調査対象の確実な把握が困難であるなどの意見が出された。

今回の検証の結果から明らかになったことは、次のとおりである。

- ① 氏名及び住所の突き合わせが機械的に困難であるため、人手による目視確認やデータの補正作業等に時間と労力が必要となり、地方自治体の事務負担が大幅に増加するものの、データの突合ができたのは約 4 割程度となっている。
- ② 漁船登録データには、主に遊漁船業に使用している船や海上作業日数 30 日未満の漁業者の船なども登録されており、調査対象の確実な把握が困難であること。
- ③ 漁船登録は各都道府県が自治事務として行っていることから、独自で開発した漁船登録システムを使用しているところもあり、各都道府県の登録データのフォーマットが様々であることなどの実態が判明した。

このようなことから、今後の漁船登録データの利活用については、漁船登録システムを含めた漁船登録データの管理状況や個人情報保護条例に基づく漁船登録データの提供に係る対応は各都道府県様々であることなどから、2013 年漁業センサスにおいては、地方自治体の判断で、漁船登録データを新規客体把握を補完する情報として活用できる仕組みとしたいと考えている。